

英国 Westminster 大学

Marilyn Freeman 教授による講演会（於大阪）のご案内

2019年5月8日

外務省領事局ハーグ条約室

2014年（平成26年）4月1日に日本において「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ子奪取条約）」が発効し、本年4月で5周年を迎えました。この間、我が国では、子の利益が最も重要であるとの条約の理念に基づいて、着実に返還及び面会交流に関する実績を重ねてきました。条約では、子の迅速な返還及び面会交流を確保する手続を定めるとともに、不法な連れ去り又は留置によって生ずる有害な影響から子を国際的に保護することの重要性が指摘されています。このたび、条約発効5周年を記念いたしまして、国際家族法分野の第一人者で、連れ去りが子にもたらす影響に関する実証的な研究を行っておられる英国 Westminster 大学 Marilyn Freeman 教授をお招きして、講演会を開催することとなりました。

今回の講演会では、同教授のこれまでの研究結果を基に、国境を越えた連れ去りによる子への影響についてご講義いただくとともに、ハーグ子奪取条約を含む家事事件手続の審理における子の手続参加に関する国際的な動向について、ご紹介いただく予定です。ハーグ子奪取条約に関する理解を深めていただけるまたとない機会ですので、ぜひ御参加ください。

日時：2019年（令和元年）6月13日（木）15：00～17：00

場所：大阪弁護士会館10階1001・1002会議室

テーマ：「国境を越えた子の連れ去り－連れ去りと再統合の影響に関する研究、ハーグ条約の審理における子の手続参加」

共催：外務省・大阪弁護士会

後援：民間総合調停センター・日本仲裁人協会（関西支部）・大阪大学大学院法学研究科 MIFA プロジェクト

対象：法曹関係者・心理関係者・ハーグ条約事業に業務上関わる方々等

（弁護士、裁判官、裁判所職員、研究者、臨床心理士、公認心理師、調停委員、執行官、ソーシャルワーカー、法科大学院生、法学部生等）

定員：約100名

※定員を超えた場合のみ、参加いただけない方に個別にご連絡いたします。

言語：英語（同時通訳あり）

参加費：無料

### 【参加申込方法】

- ・大阪弁護士会会員の方は、会員専用サイト「研修・行事予定表」－研修予定表－よりお申込みください。

URL: [http://www.daiben-members.com/kaiin/kenshu\\_schedule.php](http://www.daiben-members.com/kaiin/kenshu_schedule.php)

- ・その他の方は、件名を「講演会（6月13日）参加希望」として、電子メールに①氏名, ②所属, ③役職, ④電話番号を御記入の上, 2019年6月6日(木) 17時までに [s-maeda@osakaben.or.jp](mailto:s-maeda@osakaben.or.jp) に御送信下さい。

(※複数人分をまとめて応募される場合には、参加者全員について必要事項を記入頂きますようお願いいたします。)

- ・会場に駐車場はございませんので、公共交通機関を御利用ください。

### 【講演会に関するお問い合わせ】

外務省領事局ハーグ条約室（講演会全般について）

電話：03-5501-8466（平日）9時から12時30分, 13時30分から17時

電子メール：[hagueconference@mofa.go.jp](mailto:hagueconference@mofa.go.jp)

大阪弁護士会企画部広報課（参加申込みについて）

電話：06-6364-1371

電子メール：[s-maeda@osakaben.or.jp](mailto:s-maeda@osakaben.or.jp)

以上